

## 別表

種目	例外給付の対象となる 状態像	左の状態像に該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支 援が特に必要と認められる者	基本調査項目1-7「3. できない」 該当する基本調査結果なし
イ 特殊寝台及 び特殊寝台付 属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目1-4「3. できない」 基本調査項目1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止 用具及び体位 変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目1-3「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記 憶、理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査項目3-1「1. 調査対象者が意思 を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査項目3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査項目3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている場 合も含む。 基本調査項目2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフ ト(つり具の部 分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	基本調査項目1-8「3. できない」 基本調査項目2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 該当する基本調査結果なし
カ 自動排泄処 理装置(尿のみ を自動的に吸 引するものを 除く。)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査項目2-6「4. 全介助」 基本調査項目2-1「4. 全介助」